

重要

令和4年度果樹経営支援対策事業（第1次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「1. 優良品目・品種への改植又は新植」及び「2. その他 特任事業の防風網・防霜ファンの整備」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の図を添付の上、役場産業課へ提出してください。

「2. その他」の要望については、直接産業課まで相談してください。

近年、本事業の要望が増加しており、予算不足の場合、2次申込みが採択とならない場合もありますのでなるべく1次での申込みをお願いいたします。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から④のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者
② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
④ 認定新規就農者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

Table with 3 columns: 事業の内容, 補助率, その他の要件. Rows include 1. 優良品目・品種への改植又は新植 (改植, 新植) and 2. その他 (小規模園地整備, かん水設備設置, 放任園発生防止対策, 特任事業).

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

令和4年度 果樹経営支援対策整備事業（第1次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

I. 事業主体（農業者）の担い手要件

Form for applicant information including 農業者氏名, 電話番号, 担い手の区分, 果樹経営面積, 農業者住所.

※担い手の区分 ① 認定農業者

② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者（ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上）

③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者

④ 認定新規就農者

II. 事業の内容

Main table for project details with columns: 園地番号, 園地の所在地, 実施面積, 転換元, 転換先, 伐採本数, 過去の補助事業による植栽の有無, 普通樹またはわい化の区分, 普通樹またはわい化の区分, 品種名, 品種名, 植栽本数, 植栽間隔.

III. 消費税申告（〇で囲む）

Table for tax reporting with columns: 課税事業者, 免税事業者, 本則課税, 簡易課税, 免税.

令和4年度 果樹経営支援対策事業（第1次）の実施要望書（防風網・防霜ファンの整備）

農業者氏名	農業者住所	電話番号	
印	鶴田町大字	自宅	— —
		携帯	— —

I 事業主体（農業者）の担い手要件

担い手の区分 (○で囲む)	① 認定農業者
	② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者 ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上とする
	③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ果樹経営面積が0.7ha以上の者
	④ 認定新規就農者

II 事業の内容

実施園地の所在地	面積 (㎡)	園地の現状		実施計画 (m、基)
		普通樹または わい化の区分	品 種	
市・町 大字 字		普通 わい化		
市・町 大字 字		普通 わい化		

III 果樹共済または収入保険制度の加入の有無（○で囲む）

令和4年産果樹共済または 収入保険制度加入の有無	① すでに加入している
	② 申込みはまだだがこれから加入する
	③ 令和4年産から加入する予定である

IV 消費税の申告（○で囲む）

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

* 補助金の交付は令和5年3月下旬の予定です。
したがって工事代金を一度全額自己負担する必要があります。

*** ウラ面につづく ***

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種についてはご確認ください

III 申込み締切

令和4年3月4日（金）【厳守】

IV. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- * 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和4年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。（ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可）
- * 補助金の交付は、年内完了分は令和5年3月下旬、翌年完了分は令和5年9月下旬の予定です。

果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植・新植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

I. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 果樹経営支援対策事業により改植・新植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円/10a (5.5万円/10a×4年分)	下限面積：2a 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる 複数年の面積合算は認められない

■問い合わせ先：産業課 農業振興班（TEL 22-2111 内線293） 川村 海周